令和８年度　石巻市立病院会計年度任用職員の募集案内

現在、石巻市立病院看護部では、令和８年度看護師業務に従事する会計年度任用職員（看護師）を募集しています。

１　勤務条件等

職　　種	看護師
業　務　内　容	・外来での看護業務全般 　または ・病棟での看護業務全般
必　要　条　件	看護師免許
任　用　期　間	任用日 から 令和９年３月３１日まで ※任用開始から１か月間は条件付採用（試用期間） ※任用日は各月の１日となります。
勤　務　場　所	石巻市立病院看護部
勤　務　時　間	①　週５日程度、週３５時間勤務 　外来勤務：８時３０分～１７時００分の間で１日７時間程度 　病棟勤務：二交代制（日勤・夜勤）又は上記勤務時間（要相談） ②　週４～５日程度、週２９時間勤務 　週５日勤務の場合：８時３０分～１７時００分の間で１日５～６時間程度 　週４日勤務の場合：８時３０分～１７時００分の間で１日７時間１５分 ③　週４～５日程度、週２０時間勤務 　８時３０分～１７時００分の間で１日４～５時間程度 ※１日の勤務時間が６時間を超える場合は休憩時間４５分あり
休　　日	外来勤務：土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、 　１２月２９日から翌年の１月３日までの期間 病棟勤務：シフト制 　※希望を考慮して決定します。
報　酬　単　価	日額　１２，３２６円～１２，４３０円（職務経験年数による）、または 時給　　１，７６０円～　１，７７５円（職務経験年数による） ※週の勤務時間等により単価種別が異なります。 ※夜勤時は１回あたり夜間看護手当（７，３００円）及び夜間勤務手当（３，０８０円～３，１０１円）が支給されます。
支　　給　　日	翌月１０日
通　勤　手　当	通勤距離（片道２km以上から対象）、週の勤務日数により支給されます。
期 末 手 当 等	任用期間が６か月以上かつ週１５時間３０分以上勤務の場合に支給されます。 ※令和８年度は支給要件を満たさないため、対象外です。

社会保険等	共済組合保険及び厚生年金保険、雇用保険等が適用されます。
休暇等	年次有給休暇（任用期間により１～５日）が付与されるほか、特別休暇として該当するものがあります。

２　応募・選考等

採用人数	２名程度
応募方法	**インターネットの専用サイト（パブリックコネクト）**に登録し、申込みをしてください。 ※申込フォームは、下記を選択してください。 **・【会計年度任用職員 看護師】外来・病棟（石巻市立病院）** ＵＲＬ：https://public-connect.jp/job/18461 または、 履歴書（任意様式・６か月以内に撮影した顔写真貼付）、職務経歴書（任意様式）及び看護師免許の写しを申込先に郵送又は直接提出してください。
応募期限	随時受付
申込先	石巻市立病院事務部経営課総務係 住所：〒９８６－０８２５　石巻市穀町１５番１号 電話：0225-25-5555（内線 3216）FAX　0225-25-5673
選考方法	書類選考及び面接試験
選考日時	申込受付後に連絡します。
選考結果	文書または電話

３　対象・資格

(1)　次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア　石巻市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

４　その他

(1)　次に該当する場合は、採用を取り消すことがあります。

ア　履歴書などに虚偽の記載が判明した場合

イ　必要とする免許・資格などを取得していない場合や当該免許・資格などが取り消されている場合、業務の停止を命じられている場合

(2)　会計年度任用職員は、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象になります。